

Ⅱ 給与所得の範囲

給与所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。
この給与所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通勤手当（通常の給与等に加算して支給されるものに限り、ます。）や通勤用定期乗車券（これらに類する乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています（所法9①五、所令20の2）。

区	分	課税されない金額
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度 100,000円）
②	自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道45キロメートル以上である場合 24,500円
		通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合 20,900円
		通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合 16,100円
		通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合 11,300円
		通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合 6,500円
		通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合 4,100円
		通勤距離が片道2キロメートル未満である場合 （全額課税）
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度 100,000円）
④	交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 （最高限度 100,000円）

（注） 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（基通9-6の3）。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。

2 特殊な給与等

区	分	取	扱	い	
旅	費	給与所得を有する人の次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法9①四）。 ① 勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行 ② 転任に伴う転居のために行う旅行			
宿	日	直	料	宿日直料は、宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1回の宿日直について支給される金額のうち 4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません（基通28－1）。	
交	際	費	等	交際費や接待費などとして支給されるものは原則として給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません（基通28－4）。	
結	婚	祝	金	品等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通28－5）。

区 分	取 扱 い
葬祭料、香典、見舞金等	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通9-23）。
労働基準法等の規定による各種補償金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません（所法9①三イ、所令20①）。
学 資 金 等	学資金は非課税とされています（所法9①十五）が、使用者から就学中の子弟を有する使用人等に対し学資金の名目で支給される金品や使用者から使用人等に対しその使用人等の学資に充てるため支給される金品は、業務遂行上の必要に基づき、技術の習得等をさせるために支給されるものなど、一定の範囲内のものを除き、給与等とされます（基通9-14、9-15、9-16）。

3 現物給与の取扱い

給与等は金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物や権利その他の経済的利益で支給されることがあります。

このような、いわゆる現物給与も給与等に当たりますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与等と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区 分	取 扱 い
食 事 の 支 給	使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額－その人の負担した金額）が給与所得とされます（基通36-38の2）。 この場合、使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、次により評価した食事の価額からその人の負担した金額を差し引いた後の残額に105分の100を乗じた金額により判定します（基通36-38、平元直法6-1、平9課法8-1改正）。 ① 使用者が調理して支給する食事については、その食事の主食、副食、調味料等に要した、いわゆる直接費の額 ② 使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その購入価額 以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（基通36-24）。
制 服 等 の 支 給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません（所法9①六、所令21二、三、基通9-8）。
社 宅 等 の 貸 与	使用人等に対して社宅や寮等を貸与することにより使用人等が受ける経済的利益については、使用人等から一定の算式により求めた社宅等について通常支払うべき賃貸料の額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用人等から徴収している賃貸料が、その社宅等について通常支払うべき賃貸料の額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます（基通36-40～36-48）。 なお、役員に貸与している社宅が、いわゆる豪華社宅である場合には、通常の賃貸料の額は一般の賃貸住宅とした場合に通常支払うべき使用料の額により評価することとされています（平7課法8-1）。
レクリエーションの費用の負担	レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用が使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（基通36-30）。 なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしており、かつ、その経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない範囲内である場合には、原則として課税しなくて差し支えありません（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。

区 分	取 扱 い
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。 なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、その価額に105分の100を乗じた金額により判定します（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により一時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。

Ⅲ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないことになっています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率となっています。）が適用されることとなりますので、この申告書を提出できる人（主たる給与の支払者から給与の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、給与等の支払者が保管することになっており、税務署へ提出する必要はありません（基通194～198共-3）。